

新たなる條文を入れるということは、必ず開議に掛かっている筈なんあります。従つてそれは事務当局の誤りと言つて片附けられては誠に迷惑至極であります。これはやはり政務次官の御答弁を得なければ困る問題でありますから、一つその趣旨で、むしろ僕はそういう弁明させるというような逃げを打たれるよりも、謝罪される方が余程手取早いと思う。

○政務委員(平岡市三君) お説御尤もと思いますから、今後十分注意いたしてさようなことがないようにいたしたいと思います。

○天田勝正君 この際お伺いいたしましたが、これ限りで絶対に正誤表は出で来ませんか。三回に亘つてしているのです。

○政務委員(平岡市三君) ないと考えております。

○天田勝正君 ないと考えている、それは困るよ。正誤といふのは、一遍読み直せば大抵分る……。

○波多野鼎君 私が言う意味はこういふことなんですよ。仮にこの委員会で決定に到達したといたしましても、今のようなやり方を政府がやるならば、この委員会の決定のものを更に正誤表だといふことで條文を新たに附加して見たり、或いは削除して見たり、そういうことをやる危険がある。そういうだらしない政府だと思うからこそ、やかましく言うのです。実に責任を解しないのです。政府のやり方は……。

○小川友三君 波多野先生や天田先生の御主張の通り、今の國会、特に民自党になりましてから、解散を氣構えておるという理由か何か分りませんが、

議員の審議を軽んずるという点があつたためにこうしたことになつたと想ひます。そこで審議が極めて眞剣に眞面目にやれるように政府に希望する次第であります。

○天田勝正君 どうもくどいようでありますが、政務次官、ねえ逆の立場になつてあなたが一議員として審議されたときのことを考えて貰いたい。こ

ういう重大な、全く新たな條文を捕入されるというようなことがあつた場合に、あなたが議員として審議する場合にどう考えるか、私は與党である野党であるということで質問しておるのではありません。議員の審議権に関する問題だから質問しておる。「そうだ」と呼ぶ者あり。私共は第一号の正誤表の出ない前の原文によつて勉強しておる。そうしてそれによつて可否をそれゝ頭の中に織込んで、質問なり又自分の考えの誤りは答弁によつて訂正しつつ、協力すべきことは協力する、こういう立場に立つておるのであります。ところが全く新たな條文を挿入する、或いは全文を改竄する、こういうようなことになつて参りますると、これはどなたであつてもこのような質問を申上げざるを得ないと思ふ。そこで、ないと思うとか、そういうような曖昧なことではなくして、断じてない、こういうふうに一つはつきりして貰いたい。

○政務委員(平岡市三君) 御説御尤もと思いますから、今後十分注意し、この法案につきましては絶対にないと信じます。さよう御了承願います。

○波多野鼎君 今政府委員から配られましたビル・フォア・ザ・ジャパン・モノボリ・パブリックコーポレーション・モノボリ

これを見ますと、第二十六條に明らかに労働基準法の四十條というものは入つておるのです。これを翻訳されたとすれば、最初の政府提案通りなんですか。それを削除するなら修正なんですか。正誤でも何でもないのですよ。そ

れを正誤というような手続でやられることがあります。これが何でもないのですよ。そ

れを正誤といふ手續でやられることがあります。(「賛成と呼ぶ者あり」)

○小川友三君 貿易資金特別会計法の一部を改めます。(「賛成と呼ぶ者あり」)

○天田勝正君 どうも信じますとい

うとすれば非常な手続上の間違い。あなた方は向うからサセッションによつてやつたからしようがないといふ。経ない筈はないのです。経な

いとすれば非常な手続上の間違い。あなたにはありませんよ。ですか

ら、これは閣議の決定を経るに決まつておる。経ない筈はないのです。経な

いとすれば非常な手続上の間違い。あなたにはありませんよ。ですか

ら、これは閣議の決定を経るに決まつておる。経ない筈はないのです。経な

いとすれば非常な手続上の間違い。あなたにはありませんよ。ですか

ら、これは閣議の決定を経るに決まつておる。経ない筈はないのです。経な

いとすれば非常な手續上の間違い。あなたにはありませんよ。ですか

ら、これは閣議の決定を経るに決まつておる。経ない筈はないのです。経な

いとすれば非常な手續上の間違い。あなたにはありませんよ。ですか

ら、これは閣議の決定を経るに決まつておる。経ない筈はないのです。経な

いとすれば非常な手續上の間違い。あなたにはいませんよ。ですか

ら、これは閣議の決定を経るに決まつておる。経ない筈はないのです。経な

てこの法律ができた場合に政府が、政府のまだ手に入らないが、貿易を奨励するため貿易の振興に積極的な政策を樹立するために、どの位の率で金を出すかということをお伺いを申上げます。

○政府委員(黒金泰義君) 只今のお尋ねが二点ございましたが、お答えいたします。第一点につきましては、この会計法の改正の中の別表第二類の第六号を追加いたしました点に関する御質問だと思います。御質問がありましたらこの際お

うだ」と呼ぶ者あり。私は與党である野党であるということが謂われます。(「賛成と呼ぶ者あり」)

○政府委員(黒金泰義君) そういたしまして、政府にもう一遍お伺いを申します。この法案によりますと、貿易…政府にまだ買入れてない、手に

易…政府にまだ買入れてない、手に

入つていなし、政府の倉庫に入つてい

ますと実は昨日の御説明が不十分であつたのではないかと存じますが、この

規定と申しますのは、船に積んでおり

ます間の貨物に対する支拂代金を見よ

うといふのではございませんで、実は

規定と申しますのは、船に積んでおり

ます間の貨物に対する支拂代金を見よ

うといふのではございませんで、実は

規定と申しますのは、船に積んでおり

ます間の貨物に対する支拂代金を見よ

うといふのではございませんで、実は

○小川友三君 専賣局と印刷局の特別会計法ですが、これは両面から見てちよつとお伺い申上げます。専賣局の方が見えておりますから……お伺いいたします。これは八億円という数字が出ておるのでありますて、この八億円の数字をどうしても取りたいという法律案ですが、これは八億円というものを出すならば、もつといいもの作る……併しむしろこの際予算を削つて八億円というものを二億か三億減らしまして、そりとして外の部面でこれを埋めて行くという場合が想像できるのであります。特に專賣局及び印刷局の特別会計法の中から二十五億の節約ができるます。この二十五億の節約をどういう場合にやると申しますと、印刷代が十五億六千五百十八万四千円出ておりますが、これはやりようによつてはこの十五億ぐらいで間に合います。用紙代も十億九千三百万円ですが、二、三割程度の用紙代、これを止めることができます。その他の経費は必ず削ることができないにしても、相当莫大な予算を削ることができ内容を持つておりますので、政府はいつも予算を取つて國民の負担を重くしインフレを増進するというような法律案ばかりが多いのですが、その特別会計法において模範を示して、國が小さくなれば百円札も半分にするとか、とにかく縮めて行く、とにかく縮めて行つた支出来をするという場面を御考慮頂きたいのであります。政府はそういう國が植民地が取られ、本國が削られているのだから、極力支出を小さくして行こうという案を立てたことがありますかどうか、それについてお伺いいたしたい。

○政府委員(平岡市三君) 御意見は極めて御尤もと思いますので、よく御趣旨を体しまして技術上の研究を十分にして節約いたしまして、御趣旨に副いたいところ考えております。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。

○天田勝正君 これは別段專賣局及び印刷局の特別会計の問題ばかりではございませんが、このような資金の増額という問題につきましては、これは新らしいわゆる人事委員会が決定いたしました六千三百円ベース、そういうものも勘定された上で御提出になつたのかどうかお伺いいたします。

○政府委員(黒金泰美君) この点につきましては、一應この積算の基礎についてまだその給與のベースが改訂になるものは幾らになるものかはつきりいたしておりませんために、三千七百円ベースで組んでおります。ただこの八億円の中の殆んど大部分と申しますものは、生産に必要であります紙類、或いは紙の製造原料であります「みつまた」であります。或いは用紙、インクそういったものでありますものは、人件費半分程のものを見まして四千万円の程度のものでござりますから、仮にこれが六千三百円に決まりましたと、五百三百円のベースに決まりましたと、大してこの上では動きがない。従いまして、それ程膨らまずに済む、そういうふうに御了承願いたいと思いま

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を始めて下さる。それでは大藏大臣がお見えになりましたから日本専賣公社法案の審議を続行いたします。

○波多野鼎君 大藏大臣が見えましたからもう一度簡単に、この法案の審議のための議事進行に関する質問を簡単に繰返して置きます。この法案が出来てから政府の側では三回に亘つて正誤表なるものを我々に配られた。ところがその正誤表を見ておりますと、單に字句の誤まりの訂正そういう軽い程度のものばかりではなく、本法案の内容に触れる点についての正誤表なるものが出ておる。更に又この原案にはなかつた、第五十條を挿入するというようなことまでも、正誤表という名前で出された。又二十六條の労働基準法の問題につきましては、私は先の委員会において疑義があるということを質問して置いて、明確な答弁が得られなかつたから基準局長と同席して出て貢いたい、その上ではつきりさせることで留保して置いた問題であります。その問題についても正誤表といふ名前でその問題の個所を削つてしまつておるというよくな、非常に廣汎な又内容上のこの訂正を正誤表という形式で抜つてしまう。このやり方は我々議員の審議権についての十分な尊重の意思がないものと認めざるを得ない。私は先程も申しましたが、政府の側においても亦我々においても、誤まりを恥ずる必要はない。誤まりを止めて下さい。

があつたならばこれを正すことが一番いいのであつて、正す方法として正道を踏んで正す、正しい方法で正せばいい。今正誤表に盛られているような内容のものは、この政府原案に対する重大な修正なんです。政府の側から修正案として案は出さるべきである。この出されることはちつとも恥でも何でもありません。それを正誤表というような軽い形式で出して来られるということに、政府の卑怯な態度がある。こういうことでは仮に我々が或る結論に到達して、この法案を通した後でも、又あいうような正誤表というようなもので、その内容に重大な変更を加える危険がある。そういう政府のやり方に非常に信頼が置けないわけです。こういうような重大な修正を、何故正誤表で出されたか。又もう一つは修正案として出される御意思はないか。修正案として出されるのが正当な途である。こういう御意思はないか、それを大臣にお尋ねしたい。

たように、二十六條のごときは、これは誤まりではないか、このような條文を挿入することはどうしても必要だとして、尙且つこれは非常にあることが妥当ないという見解から労働基準局長の出席を求める。こういうふうにすらなつたのであります。それが輕々しく正誤表、こういう形になつて現われて來たわけであります。そこで私共といふたしまして、この審議が一旦終りましたのちに又再びこのようないうようなことになりますると非常に遺憾でありまするし、審議権も冒瀆される、かのように考えまして全くこのよな措置を断じてとらないかといふことで質したわけであります。その答弁は誠に奇怪至極ございまして、事務当局をして、殊に法制局をしてこれが答弁に当らせるというお話があつたのでありまするが、こうした全く新たな條文を挿入するとか、全く條文を変えるとかいうことは、決してこれは事務当局の誤まりではなくして、必ず閣議に掛かつておることだと思います。特に二十六條のごときは、この英文の原文を見ましてもそれが入つておるようになつておるわけであります。それを如何にしてこのように正誤表を以て政府は臨まれたか、この点をはつきりとして頂きたい。このように考えます。

おる次第であります。三国に亘りますて多々正誤をいたしたのでございまが、その間多少の不慣れな点がございまして、さようの結果になりましたのは若干遺憾の意を表する次第であります。併しながら決して議員諸君の審議権を侵害する、かような意図はないのでありますて、この点何とぞ十分御了承を願いたいと思うのでござります。

した通り、ややその根拠に薄弱な点がありましたがことを認めまして、遺憾の意を表したのでございます。やや不慣れの点もございましたことを尙又お詫び申上げました次第であります。

○天田勝正君 私も御質問申上げて置いたのですが、一体私共に配付いたしました法案と英文で書かれたものとの違いはどういうことからそのようになつて來たのか、この英文の方は恐

が自分のブレント・ラストの欠点のためにいじめ付けられ、それを綺麗に認められておるお姿の立派さに敬意を表しつつ、ちよと御伺い申上げます。それは粉煙草です。明治時代から昭和に掛けまして富喜煙と申して相当な價格で賣つておつたのであります。そしてこの財源は相当國家のため盡しておりますが、現在はこの粉煙草の販賣は止めまして葉煙草で買入値段の〇・三%，〇・三%と申しますと三百分の一という本当に世の中にこんな安いものはないという安い値段で、一キロ当り買うときは百四十二円買つて、粉になつた方はたつた四十五銭でこれを捨てるようになつて現在専局は賣捌いております。これを富喜煙であつた当時、半額程度の相場で賣りましたならば、数億万円の財源がここに発見できて来るのです。そこで大臣におかれましては、この富喜煙と同じような形にして、これで數億万円の財源を獲得されるお考えがござりますかどうか。それにつきましても伺いを申上げ、もう一つお伺い申上げます。政府は現在の、敗戦後三年余を経た現在の日本の姿が、女の子を見て行くと分ります通り、振袖の着物を着る若い女性は、心なく島田、丸髷を結うその姿を失いまして、キャベツのパーマネットのような姿に変つております。振袖を着ないために自分の美を作ることができないような有様で、大根のような脚を出して歩いております。そこで政府は、すでに日本の國力は縮小されまして、非常に政府の經濟面においても縮小せざるを得ないような面

て、印刷に無駄な紙を使い、無駄な設備を省いておきましては、無駄な設備を省いたり費用を使い、國民又はインフレのために十萬円ボケットに入れれば大体半分は掏摸に取られるというような危険にさらされている。政府はこれを四分の一一位の、名刺型位の印刷に変えたならば、一年間に百円札の印刷代だけで三十五億五千万円の儉約ができます。二十五億五千万円の儉約が、百円札の四分の一の大きさにしますとできます。こういう点につきまして大藏大臣は御多忙でいらっしゃるので他の方から伺うことができず初めて聞いたのかも知れませんけれども、この統計から現わしますと、これははつきりした数字であります。これに対しまして大藏大臣に善処して頂きたいのであります。御所見をお聴きしたいと思います。

○波多野鼎君 先程の問題に関連しまして、ただ一言申上げて置きたいのは、こういう内容上の修正を、修正案としてでなしに正誤表というような形で以て訂正されるということは、國会法上非常に大きな疑義があると私は思つております。政府の方では修正案を出す意思はないとはつきり申されました、が、そういう態度は國会法の運用上法理論的に、政治責任の問題は別として、法理論上に疑義があると考えますので、後の問題といたします。たゞ私は願うところは、そういうような問題が起きないように、政府の方で卒直に修正案としてお出しになることを希望するのです。今でも……。併しこれは飽くまで問題としなければ、民主國会の運営上非常な疑点が残ると思いますので、この点は留保して置きます。

○伊藤保平君 ちよつとこの機会に大蔵大臣にお尋ねいたします。この專賣法案には、今度煙草と樟脑と塩と考えておりますが、その外に現在、尤も所管が商工省ということあります。が、アルコール専賣をやつているのであります、が、今度の日本專賣公社法案の中では除外されたのは、或いは所管の關係でありますか。或いは外に何か……。この点について疑問があつたのでちょっと伺つたのであります。

○國務大臣(泉山三六君) 折角のお尋ねでございますけれども、私は今よく承知しておりませんので、政府委員より答弁いたしますことをお許し願いま

専賣は御承知のようになります。現在商工省の所管でございます。例のマッカーサー書簡がありましたときに、専賣事業の機構の改革の問題について専賣事業審議会を設けて審議したのであります。そのときにもアルコール専賣はどうすべくかということがいろいろ問題になりましたして、商工省の方の人も寄りまして、いろいろ検討いたしましたのであります。現在の段階においては、煙草、樟脑、塩は現在の専賣局の担当いたすことにしておりますままの結論に対し、アルコール専賣は從来通り商工省がやることになり、從來通りやつてあるといふような次第でございます。

○委員長(櫻内辰郎君) それでは日本専賣公社法案の審議に入ります。審議に入りますが、衆議院から修正をされた案ができるておりますので、すでにお手許に配付されていると存じますが、[第九條の4]「学識経験のある者」の次に「葉煙草を耕作する者及び公社職員」を加える。第十六條2の中「及び職員」とあるを削る。第二十六條の全文を削除する。第二十七條を第二十六條とし以下各條を順次一條ずつ繰り上げる。」という修正になつておるのであります。この修正を受け容れて審議することにいたしますが、この修正に対するご意見を伺いたいと存じます。

○波多野鼎君 私は先程申上げましたような意味におきまして、この法案の審議は政府が当然修正案として出すべきものであるという見解をとつております。併し政府の方では修正案を出さない。ですからこの法案の審議には加わりませんから、ここで退席させて頂きます。

した修正第九條及び二十七修正原案通り衆議院の修正にすることにするに付す。

の第三十八條に非常に大きな欠陥があるのです。それは、官立の銀行は寧ろその数の少ないものであります。國民の大多数が利用しておるの市中銀行と称する一般銀行であります。この市中銀行は信用を政府の力で付けて貰つて、その上で大いに政府に協力して現在やつておりますが、現在以上に信用を付けてやりたいのであります。それは産業振興、インフレ防止の見地からであります。この事實公社が市中銀行からも、たとえそう利用しなくとも、借りられるという條項を一條入れて置くことは、各大銀行、中小銀行がその看板に事實公社の出入商であるということを出した場合に、烟草を吸わない者が殆んどないような現状であります。赤ん坊は違いますが、人はそうでありますので、烟草に非常な繋りを持つております。そこで預金の奨励にも非常になり、何百億かの預金の増大ができるよううに本議員は思ひますので、大臣の所見をこの点につきましてお伺申上げます。簡単で結構でござります。

いますが、その点御了承願いたいのでございます。
質問の第一点につきましては、前回の御答弁を以て御勘弁願いまして、第二点の、市中銀行から借り入れてもいいじゃないか、かよくなお尋ねでございましたが、これは小川さん御承知の通り、本法は会計法に則つてその経理を行ふ、かようの建前でございます。のみならず、一般市中銀行との間に借入金の取引をいたすことは、その便益の半面において、まま弊害もございまするので、直ちにさようの変更をいたすことは、今日この際におきましては適当でない、かように考えておる次第でございます。

専賣公社を設立いたしますその根本目的は、「健全にして能率的な実施に当ることを目的とする。」、さように第二條に記載つておりますことは、只今御指摘の通りでございます。然るに以下各條は御覽になりましても、その能率を立証すべき條項がないのではないかと、かようのお尋ねでござりますが、政府を異にいたすのであります。併しながら、ここで私は天田さんに特に御注意を促すと申しますか、私から附言いたします点は、何しろ從來の専賣局は、御承知の第一項にもござりまするのみならず、その機構の変革におきまして、急激なる変化は、これ又おのずからその半面において何らかの予期し得ない弊害を生ずることもあり得ますので、その点をも考慮いたしまして、急激なる変化はこれを避ける建前も相成つておるのでござります。かようの点をも御勘案願いまして、その能率的な面につきましての條項につきましては、聊か御不満の点があるやにお察し申上げる次第であります。併しながら、私が本席上におきまして先回も申上げました通り、この専賣公社の機構は、経営の自主性によりまして、当然その経済性を回復し、自己の責任においてその任務を果すべき地位に置かれました限りにおきまして、当然能率の増進、この一路に向つて邁進するの外はないものと考える次第でござります。以上お答え申上げます。

九條に「日本國有鉄道に監理委員会を置く。」ということがありまして、その監理委員会なるものは、この第一條の「鉄道事業その他一切の事業を經營し、能率的な運営により、これを發展せしめ、もつて公共の福祉を増進することを目的として、」とあるのであります。が、その第一條の目的を達成するための日本國有鉄道の業務運営を指導統制する権限と責任を有する監理委員会なのであります。そして、その委員の数が五名となつており、尙これららの委員及び職務上当然就任する者を以て委員会が組織されることとなつておりますが、その選任は一方的に運輸大臣がすることにはなつてない。監理委員会の委員は、運輸業、工業、商業又は金融業について、廣い経験と知識とを有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。」ということになつておる。私は同じ精神からややその監理委員会と、ここにいう審議会との性格が違うけれども、同じ精神を入れて、日本國有鉄道法にいうよな、構成にすることが即ちこういう任命形式を探るということだが、よう信ずるのであります。が、この点につきまして、大臣の御所見を質したいたいと思います。

者の中から、大蔵大臣が任命する」とあります。それを更に國会の承認を経ることにいたしましたならば、民主化の線に副うではないか、かような御意見でございました。誠に御尤もの御意見と拜承いたす次第であります。併しながら如何に政党内閣と申しまして、も、かようの事業審議会のごときはの御見解は決してそこに政党色を有する、かようなことであつてはならない、かように考えるのでござります。いわゆる超党派的と申しましようか、当然さようすから学識経験があつて、社会の信望もあり、人格識見において高き方々の中から十日間の見るところ、十指の指さすところ何人も異議のないよう方々から大蔵大臣が任命せらるべきであるものと了解いたしておるのでござります。以上御了承願いたいと思うのでござります。

専賣事業審議会は御承知のように、大臣の機関でございまして、行政機関の附屬機関と言うべきものでござります。いわゆる大蔵省に附置される機関でございます。これに対しまして日本國有鉄道法によります監理委員会は、日本國有鉄道という公共企業体の内部の機関でございまして、而もその最高機関であつて、つまりその事業の運営等の責任を持つ機関であるということになつております。多少先程も御指摘でございましたように、性格上の差異が認められる、そういうところから多少差があることも必ずしも法律的に見て説明の付かないことでもない、かのように考えておるわけでござります。

○天田勝正君 これは人の質問を取つたようですが、これは手続上の事務的なことを聞いておるのではない、す。併しながら閣議に掛かつた場合に、別の趣旨の法案を出して来る、いうことは一体最高方針で決定されたものでありまして、決して敢て大蔵省の附置機関であるとか、或いはこれが内閣に附置されるべきものであるとか、そういうようなものではないと田中君のうのです。然らばどうして片方を内閣の要するに監督下に置くところの機関にしたか、どうして大蔵省の附置機関としたか、ここが問題なんです。そのことを大蔵大臣に質しておるのであります。そして、この内閣の最高方針として決定されたものの中に、二つ並べて見ますと、只今森下委員が御指摘になつたような差があるのは一体どういわゆるか、これを聞いておるのであります。

○國務大臣(泉山三六君) お答え申上げます。専賣事業審議会が本事業公会の諮問機関として適当であると、かとうの考究の下に本法においては、これを諮問機関として設置する建前にいた。かようのこととございまして、監理委員会の日本國有鉄道法關係の問題は私甚だなんですが、よく存じませるので、その点につきましては答弁を辛抱えたいと存じます。

○天田勝正君 どうもおかしいな。これは法案の細かい点は御存じない

うのは私も了解するのです。併し最高方針というものは必ず閣議に掛かって内閣で決定さるべき筋合いのものでありますから、同じ公社という形を以てここに出して來たものの二つの中で、意外の違いがある。その根本的な違いを設けた趣旨は一体内閣としてはどのようにお考えになつて、そうされたのかということを聽いておるのであります。

補足します。つまり專賣公社の問題については、こうした諸問機関といふ形を探つた方が妥當だとおつしやいますのですけれども、どうして妥當か、又國有鐵道法の方では、これは相当の大幅の権限を持つた監理委員会といふことになつておるけれども、その場合にどうして妥當であるか、これをお聞きすればいいのです。

○國務大臣(泉山三六君) 御質問の御趣旨はよく拜承するのであります。が、大藏大臣として御答弁申上げるよ

うな問題ではないようく考えます。

○森下政一君 これは大藏大臣にお答え願わなければならんことなんで、事務當局にお答えさそうといふことは御無理な話だと思います。もう一つ大臣にあけすけに申しますとですね、これは結局總司令部の方から原案が出來て、それをそのまま出したと、本當言えは、國民自党の意思じやないのだということだと思うのですが、私が今言うようなことを政府が總司令部に当らんけりやいかんと私は思うのですが、そうして同じような、この権威のある、つまり國有鐵道の方は監理委員会同様の機関を、專賣公社の方にも置くと、その方がよが筋が通るのじやないか、その方がより一層民主的な経営になり、より一層

能率が増進する結果を來すと思うが、
ということを政府が當つて貰わなければ
やいからんものと思う。それを不間に付
されて全く違つた性格のものを置かれ
る。何故ですか。これは大臣が、一つ
政府がお氣付きにならんけりやならん
ことであつて、事務當局をして云々さ
せようとおつしやつては、これは御無

○國務大臣(泉山三六君) ちよつとお尋ねしますけれども、修正案のお話でござりますか、どちらのお話ですか。

○中西功君 修正案についてですね、公社職員を加える、こういうことになつております。そなつた場合具体的には一体どうするつもりなんですか。

○國務大臣(泉山三六君) お答えいたしました。この衆議院の修正案、第九條に關しまる修正案は「學識経験のある者」の下に向葉煙草を耕作する者及び公社職員を加える、かようのこ

○中西功君 そう、休んで、僕はもう随分質問がありますから……。
○委員長(櫻内辰郎君) それでは暫時休憩いたします。午後は二時より再開したいと思います。

「第四十五條」に改め、同條第四項
中「學識經驗のある者」の下に「、葉
煙草を耕作する者及び公社職員」を
加える。
第十六條第二項中「及び職員」を削
る。

いう趣旨だろうと思うのであります。が、さようにいたしますれば、この事業には煙草の外に塩もあり、樟腦もあるわけであります。塩、樟腦等を除くということは、どういう考え方でやられたのでありますか存じませんが、適当でないようと思われるのであります。尙これを入れないでも、学識経験ある者といううちに含めて適當な人を選任すればいいのではないかと思うのですが、これらに対しても政府はどういうお考えを持つておられるのですか、その点をお伺いしたいのです。尙他の修正についても政府はこれに対し賛成をされておるのかどうか。尙御意見があればそれを承わりたいと思うのであります。

○政府委員(原田富一君) 只今のお尋ねにお答えいたしますが、この修正の

條第三号中「第十八條」を「第二十七條」に、同條第四号中「第四十五條」を「第四十四條」に改める。
第四十九條を第四十八條とし、以

下順次繰り上げる。

こういうふうに訂正をして來られましたから、これを衆議院の修正通り承認いたしますて、この修正案を二れと

詰いたいのでこの修正案をこれを議題といたします。上序文

問題といふことはいたしかいと有ります。修正され事業として、これを原

は、何よりもそれが実りで、これが原案として御審議を頼うことこそ、なしこ

笑ひて御者講を駆りこなにしたばかり
へ立存じます。御質疑はあめません

卷之二

加賀藩主

黒田英故著 衆議院の修正について

お尋ねしたいのでありますか。衆議院は第九條であります、その第四項中

は第六回でありましたが、その第四回中二「学識豊饒ある者」と、うつて二「素質

に「当該組織を禁む」といふ事は、一葉煙草會社が耕作する者及び公社職員、一葉叫之

直を耕作する者及び公祿職員」を加え
る等、う二点で修正を、にしてあるの

などいふことは修正をいためてあるのであつたが、この「紙芝居」を耕作す

て發り立つが、この一葉焼草を耕作する者一二、う二三を加え、このは事實の

なる者」といふことをがちたのは事實の事業上非常ニ關係の深ハ者を聊えども

事業は非常に關係の深い者を加えよ

いう趣旨だろうと思うのであります。賣の事業には煙草の外に塩もあり、樟腦もあるわけであります。塩、樟腦等を除くということは、どういう考證でやられたのですか存じませんが、適当でないよう思われるのではあります。尙これを入れないでも、学識経験ある者といううちに含めて適當な人を選任すればいいのではないかと思うのであります。尙らに對して政府はどういうお考證を持つておられるのでありますか。その点をお伺いしたいのです。尙他の修正についておるのであるかどうか。尙御意見があればそれを承わりたいと思うのであります。

卷之三

卷之三

れから公社の職員を加える点、これにつきましては、いろいろ考え方もあると思いますが、専賣事業審議会というのが大蔵大臣の諮問機関でありまして、公社一應立案に当つた者の事務的な考え方といたしましては、専賣事業のまあ大蔵大臣が監督者でありますて、事業の運営についていろいろ監督する上におきまして、学識経験ある者一般の者、つまりこれは公社の内部の者でなくして、公社以外の者からいろいろの点を聞く、そうしてできるだけ民主的に事業の能率運営を図るようになりますといふのが狙いとされておつたのであります。そういう点から考えますと、公社の職員はこれに加えないということがああその考えに合ふと申しますか、公社の職員まで入れるといふことは考えていかなかつたのであります。それから審議会が又この諮問機関の点以外に總裁を大蔵大臣が任命する場合に、總裁を推薦することになつておりますので、そういう場合に公社の職員の入つた團体が推薦するという点は如何かと思うのでありますて、この点はそういう点については少し疑義を持たれるようなわけであります。それから十六條の二項中「及び職員」を削る。これはつまり公社の役職員の兼職禁止の問題でありますと、「公社の役員及び職員は、國会又は地方公共團體の議会の議員であることができない。」この「職員」を削りまして、職員は國会又は地方公共團體の議会の議員を兼ねることができると、議員になるといふことは当然でありますと、その場合に両方兼ねることができますかといふ

問題であります。これは日本國有鉄道法にも同じような條文がありまして、日本國有鉄道法はこういう修正はなかつたということであります。私もやはり職員はこういう議員を兼ねることができないという原案の方がいいのではないかというふうに思つておる次第であります。

それから二十六條の削除の問題であります。二十六條の場合には、災害その他により事故の発生した場合に休日若しくは勤務外時間に関する規定であります。労働基準法にもこれに似た規定がありますが、労働基準法の規定によりますと、休日の場合は一週間に一回は休日を與えなければならん。それから時間外勤務の場合には監督官廳、行政官廳の許可を得る、そういうことがあります。勤務させ若しくは勤務時間外に勤務させることができます。こういうふうにいたしたのであります。これは実際問題といたしますれば衆議院の修正によりまして別に差したる支障はないと思つております。

○木内四郎君　只今の御質問と御説明に関連いたしまして念のためにちよつと明らかにして置いた方がいいと思うのであります。第九條の衆議院の修正ですが、これに関連しまして第九條の4、それの中の「学識経験のある者」というふうに政府の原案になつておりますのは、その中に葉煙草の耕作者、

或いは煙草の販賣をする人、或いは樟腦関係の経験ある人、そういうようなものをするでに含んでおると私は了解しておつたのであります。従いまして衆議院において「葉煙草を耕作する者」というようにここに入れましたのは、葉煙草を耕作する人が多いから例示的に挙げたのであつて、これを挙げたために学識経験ある者といふ中から他の専賣関係の経験ある者を除外する意味であるとは私は解さないでいいじゃないかと思うのであります。只今專賣局長官の御説明によりますと如何にもこの「葉煙草を耕作する者」という字を入れたために他の樟腦関係者、塩の関係者或いは煙草の販賣関係者というようなものを除外するというよきな印象を與えるような御説明であつたのです。そういう意味じやないといふうに解釈することが適當じやないかと思いますが、その点は如何ですか。

れは勿論多いでしようが、塩の製造人
も相当多いものと私は思つております
が、それは学識経験者として取れば、
取つてもよいというふうに区別するこ
とが、適當ではないかというふうな疑
いを持つております。尙職員といふもの
のが入りますれば、これは学識経験の
ある者の外に行くわけでありますから
うが、それは必要ありとすれば入れる
ということも、一つ必要じやないかと
思うのでありますけれども、それを入
れることができないかは別問題とし
て、入れるとすれば職員といふものを
含めてよいいのであるが、葉煙草を耕作
する者だけを擧げることは、これは如何
にも塩とか、或いは小賣人とかいう
ものは、除外したよう見える点が懸念
かではないと、こういうふうに私は考
えたのであります。

ておるということは、増産に非常な支障を來たすのではないかと思ひます。が、この点は書いておるが、實際は取らないというおつもりですか、ちよつとお伺い申上げます。それから只今黒田先生からも申されました通り、特に葉煙草を耕作する者と、こゝ明記した場合は、印刷代を檢約しないで、製塩業者とか、樟腦事業者というような者を加えると、非常に民主的に行くのじやないかと思ひます。聞きに行つたら、それも入つてゐるのだといふのではなく、明記して置いた方が懇切丁寧で、却つてよいのじやないかと思いますが、これを削つたということは、政府で入れないということは、どうも塩屋はうるさい。或いは樟腦をやつてくれる者は数が少いから、ぶつぶつしまえといふような、よい加減にしてしまえというような意味が入つておると思いますが、葉煙草の方は数が多いから、製塩業者や樟腦事業者よりも、知識の低い連中がやつておるから都合がよい。委員会運営上都合がよいといふ意味でありますか、お伺い申上げますると同時に、委員にはどれだけの手当をやるのか、手当は書いてありませんが、大体糖錢ぐらいでやつてしまふのか、どれくらい支出をするか、予算をお聞かせ願いたいのであります。又その予算で相当出して貰つても、農家がそこに行つて、收入を稅務署に届ければ総合所得稅で、うんと課稅率がかかつてしまひますから、實際はゼロになつてしまひますから、その点はどういう工合になつておりますか。葉煙草業者の委員が、どれくらいの委員手当が貰えるのかお示し願いたい。

○政府委員(原田雷一君) 葉煙草耕作者の中から、委員を入れるつもりであるかどうかという点に対しましては、私はまだ具体的にそういうことを考えておりませんが、学識経験者の中にやはり専賣事業の関係者の中でも、学識経験の高い者をお願いした方がよいということは、考えておるわけであります。葉煙草耕作者は全國に六十万人近くございますが、目に一丁字ないという方も中にはあるかも知れませんが、これには学識も経験も非常に高い立派な方も相当多いと思います。現に各地方に耕作組合といふものがございまして、耕作組合の連合会もござります。そういうところの会長さんとか、役員をやつておられる方は、現にみずから耕作しておられる方もありますが、相当立派な方が非常に沢山あると思います。そういう中から立派な方を、こういう委員に選びますことが適当だと思いません。それは葉煙草ばかりではなく、他の塩、樟脑についてもそうであろうと思ひます。そういう中から立派な方を選べることが適当だと思うのであります。

○天田勝正君 第九條の関係ですが、多少今までの法理論から言えば無理がありましても、私はこうした構成をした方が、この條に掲げられた審議会の構成が妥当だ。こういう考え方を持つておりながら、そこに矛盾を感じるのであります。と言うのは審議会の構成がある者、葉煙草の耕作をする者、そこまではよろしいのですが、公社職員、審議機関でありますから、公社職員も加えた方が確かにいいのです。併しものの順序から考えて見ます。

ありまして、それが推薦をするといふ形になるのでよろしいのであります。が、若し新らしくできるとすれば、総裁ができるいちに、その総裁に任命されるべき職員というものは、雨が降るごとく天然自然にどこからか生まれて来て、いなければならぬ。こういう理窟になつてしまふだろうと思う。こういう点が法律的に並びに実際の運用上、一体どういうことに相成りますか、その点をお伺いしたいと思います。

議会の議員であることができない。」といふような字句は、今まで余り法律上使われたことがないと思うのですが、余り直訳過ぎて、却つて意味がよく分らないような気がしますが、これは適切に改められた方がよいように思いますが、この点についてお伺いします。

○政府委員(原田富一君) 最初の御質問に対しで私からお答え申上げます。

「公社を大蔵省の一部局とみなす場合は、この限りでない。」三十條の二項の規定でございます。これはこの公社

も当然に一應その資格がなくなる。こ
ういう意味で「あることができない」、
現在を抑えたというつもりで書いたわ
けであります。

○政府委員(原田重一君) 公社かたきまして、その職員は、これは現在の専賣局が公社になると申しますか、事業がこのまま移るのでありますて、実際の問題としては、専賣局の職員が大部分これの職員になる。これは引継に関する手続と申しますか、法律が公社ができるまでには法律案で國会へ出すのであります。最初はそういうことで、その引継に関する法律で、この職員が決まる事になると思います。それから只今仰せの公社の職員が審議会のメンバーになつてこれがその総裁を推薦する、その総裁が公社の職員を任命する、そういう点についての御疑義は御尤もと思うのであります。それで最初私共といたしましては、公社の職員は審議会のメンバーにしないというふうに考えたわけでございます。

の会計に関するとして会計法を適用するので、公社を國の行政機關とみなすといふような場合は、公社を各省各廳と一般的には見るのであります。特別の場合に公社を大藏省の一部局とみなすと、こういうふうにしたので、これは実は考えているのは手続の問題でありまして、具体的に考えたのは、予算決算の提出の手續の場合を考えたのであります。現在專賣局は大藏省のまあ一部局であります。それをそのまま公社の場合に、大藏省の会計課を通じましてそれから主計局へ行く、こういうことであります。それをこのまま公社の場合にも適用した方がよいではないかといふことでこれを入れたのでございまして、つまりこれがなくして各省各廳としたら、公社の予算は大藏省の会計課を通じないで直接主計局へ行く、そういうことだけを考えたわけであります。

○政府委員(林修三君) 商法にもそういう條文があると存じますが、公社の理事或いは総裁、副総裁が何らかの理由で公社との間に取引をする、そういうふうに公社の総裁なり副総裁が個人として公社との間に取引関係が生ずるような場合を予想しております。

○森下政一君 実際問題として何かそういうようなことで考えられることがありますか。

○政府委員(林修三君) まあめつたにないと存じますが、仮に総裁が個人として持つておった家を公社に賣る、総裁は公社の代表者として自分の名において個人としての自分の家を買うといふようなことが起る場合に、公社の利益が害される虞れがある。そういう場合に監事が公社を代表する。こういうことは商法にも同趣旨の規定がござります。いろ／＼の團体規定にも同じような規定が今まであると思います。民法にもございます。

○森下政一君 そうすると、そういうことは恐らくないけれども、商法とか何とか外の法律にあるから、法律の合を予想しておられるか、それを聞きたい。

第七部 大藏委員会會議錄第六号 昭和二十三年十一月三十日【參議院】

一つの体裁としてこういうことが万一起ると困るからということで挿入した字句と解釈してよろしいですか。

○政府委員(林修三君) 御説の通りです。

○天田勝正君 さつきの十六條の二項の問題ですが、これは確かに現在の人も議員と兼任はできないということの規定と私も了承します。然るに衆議院の方におきましては、多分國有鉄道法案だと存じますが、鉄道の職員の方は、その兼任が暫定的にありますようが、六月まで認められる、これは正式な報告でございませんので、しかとは分りませんが、そういうことを言われておるのであります。或いは公務員法の中に謳つたのも知れません。そこでこれは恐らく公共企業体の労働關係法にも関係して来るだらうと思いますが、他の法律において、例えば公務員法においてこういう措置がとられた用意があるかということ、それからさつきの第九條のことについて、私は法理論から多少疑義があつても、この際は衆議院の修正の通りした方がいいという考え方を持つておるけれども、恰かもこの関係は議員である私が選舉によって事務総長を任命する、その事務総長が今度は我々を首にできる、こういう筋道になると思うのですが、ただ問題は、新たに公社ができる場合に、その手續に支障がないかどうかということを聞いておるのであります。手続になつております関係上、一應別の法律或いは事項によりましては政令で決める。法律につきましては、明年の通常國会で御審議を願う、こういう予定を立てております。この施行法におきまして、現在の専賣局の職員がどの範囲において当然新しい公社の職員になりますが、これにつきましても今度の條文に盛る、今のところ心組でお

お尋ねでございますが、この点も私はまだはつきりとは聞いておりませんのでございますが、國家公務員法は衆議院の方の修正でたしかおつしやいました点は、六月三十日まで議員を兼職のままできることになつたように伺つております。それから國有鉄道法のことになるのであります、これにつきましては、昨日の衆議院の議決では、この点に關しまして一應修正なしに参議院の方に廻つてくることになつております。参議院の方はどういうふうなります。参議院の方はどちら専賣議か、これは伺つております。この点でたしか同じ公共企業体で只今この状況でござります。これはどちらがいいとも政府としてちよつと申兼ねる点ではないかと思うのであります。

それから後のお尋ねでござりますが、これは日本専賣公社法の附則の第二項に、本来ならば今までの法律の規

点について改めて御質問申上げるものであります。これにつきまして各議員から非常に傾聽すべき御意見を承つておるのであります。この「葉煙草を耕作する者及び公社職員」こういふうにあつて、この公社職員についての点であります。こういつたものの数の制限といつたようなものもこれが改正されておりませんし、そういつた点からして若しも仮に惡意があるとして六人のうちの非常に多い数の公社職員が出るということになれば、その總裁の地位を或る程度まで確保するとか、或いは非常な影響を加えるといふようなことも考えられるのであります。そして、そういつた点につきましては、その總裁の地位を或る程度まで確保するとか、或いは非常な影響を加えるといふようなことをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(林修三君) その最後のお尋ねの点でございますが、最後の十六條の二項の修正の点は、私共伺つた範囲においては、昨日衆議院において関係方面と折衝した結果、別に関係方面に異議はなかつたと伺つております。

○政府委員(原田富一君) 塩の専賣は御承知のように専賣制度を始めました当初におきましては、やはり財政收入を目的としたしまして、相当財政收入を上げたものでございますが、その後その方針を変えまして、公益主義と申しますか、成るべく生活必需品たる塩を安く供給するという目的に変りましたが、専賣制度を乗せて参つて來ております。今日も收支とんとんといふところで大体行つておるのであります。そういうものを専賣制度として、財政收入という考えは棄てて参つておられます。それはそのままであります。専賣制度の根本問題は、昨日衆議院においては、昨日衆議院においては、専賣制度の根本問題は、専賣制度のいいところをできるだけ採入れでやることがどうかということはいろいろの問題があることだと思います。私共が、やはり公益性と申しますか公益主義と申しますか、塩の必要性に鑑みましてこれまでやつておきました専賣制のいいところをできるだけ採入れで本当に塩の需要が円滑にできるだけ安價に塩が供給されるよう、日本の

次第でございます。そういたしますれば、御疑義の点も大体解消いたすのではないかと存じます。

○委員長(櫻内辰郎君) 他に御発議ございませんか。

○九鬼紋十郎君 只今の修正案の九條の点について改めて御質問申上げるものであります。これにつきまして各議員から非常に傾聽すべき御意見を承つておるのであります。この「葉煙草を耕作する者及び公社職員」こういふうにあつて、この公社職員についての点であります。こういつたものの数の制限といつたようなものもこれが改正されておりませんし、そういつた点からして若しも仮に惡意があるとして六人のうちの非常に多い数の公社職員が出るということになれば、その總裁の地位を或る程度まで確保するとか、或いは非常な影響を加えるといふようなことをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(林修三君) その最後のお尋ねの点でございますが、最後の十六條の二項の修正の点は、私共伺つた範囲においては、昨日衆議院において関係方面と折衝した結果、別に関係方面に異議はなかつたと伺つております。

○政府委員(原田富一君) 塩の専賣は御承知のように専賣制度を始めました当初におきましては、やはり財政收入を上げたものでございますが、その後その方針を変えまして、公益主義と申しますか、成るべく生活必需品たる塩を安く供給するという目的に変りましたが、専賣制度を乗せて参つておられます。今日も收支とんとんといふところで大体行つておるのであります。専賣制度の根本問題は、昨日衆議院においては、専賣制度のいいところをできるだけ採入れでやることがどうかということはいろいろの問題があることだと思います。私共が、やはり公益性と申しますか公益主義と申しますか、塩の必要性に鑑みましてこれまでやつておきました専賣制のいいところをできるだけ採入れで本当に塩の需要が円滑にできるだけ安價に塩が供給されるよう、日本の

これまでのいわゆる専賣的な性質を持つておるのありますからして、そういった意味におきましても、國家公務員法においてそいつた公職的なもの、公務員は選挙によるところの候補者になることはできないということに改正されるような情勢になつておる点から見まして、そいつた公共的な、何といいますか、準公務的なそういう意味におきましても、國家公務員法においてそいつた公職的なものが、ここに又専賣制度の非常に根本欠陥があると思うのです。

塩の問題ですが、今日塩は恐らく稅收という点から見たら殆んど問題はないと思ふのですが、而もそれで一体塩の方面からどういうふうな収益が実際あるのか。それから又今日聞くところによると、十月中旬において大蔵省が塩の販売を停止した、そのため製塩業者及び從業員が非常に困窮しているとのことですと、以後こういう点で塩の方面を一体かと、かく考えるのであります。この修正案につきましては或いは関係方面についてこの職員を削るということについて許可はあつたのかどうか、そいつた点も分りませんが、そういう點から見ましては、どなたか御存じであれば一つお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(林修三君) その最後のお尋ねの点でございますが、最後の十六條の二項の修正の点は、私共伺つた範囲においては、昨日衆議院において関係方面と折衝した結果、別に関係方面に異議はなかつたと伺つております。

○政府委員(原田富一君) 塩の専賣は御承知のように専賣制度を始めました当初におきましては、やはり財政收入を上げたものでございますが、その後その方針を変えまして、公益主義と申しますか、成るべく生活必需品たる塩を安く供給するという目的に変りましたが、専賣制度を乗せて参つておられます。今日も收支とんとんといふところで大体行つておるのであります。専賣制度の根本問題は、昨日衆議院においては、専賣制度のいいところをできるだけ採入れでやることがどうかということはいろいろの問題があることだと思います。私共が、やはり公益性と申しますか公益主義と申しますか、塩の必要性に鑑みましてこれまでやつておきました専賣制のいいところをできるだけ採入れで本当に塩の需要が円滑にできるだけ安價に塩が供給されるよう、日本の

塩業政策ができるだけ一般にやることを現在として一番私共の務めだと思つております。これを専賣公社に移りましてこの通りやつて行くということは、やはりいろいろ議論はあることだと思いますが、この法案は、これはたゞ申しまして恐縮でございますが、早急に立案いたしましたので、そういう根拠であります。本問題は一應別個の問題といたしましたが、差当り現在専賣局でやつておる煙草、塩、樟脑の三つを一緒にそのまま専賣公社の形で運営することとしたままで、いろいろの点、これは煙草にもあります、塩にもいろいろあると思いますが、別途に慎重に研究して、若し専賣を廃止するのが適当という結論になりましたら、そのときにその問題を取上げることにした方がいいではないかとうことになりますて、こういうふうに実は立案したわけでございます。

それから塩の買上げの停止の問題を取上げることにした方がいいではないか

といふことになりますて、こういうふうに実は立案したわけでございます。

これは実は塩の買上予算が、今年の九月頃になりましたて当初の計画と多少狂いを來たしまして、予定以上に要ることになりました。これは尤も専賣局特

別会計予算全体より見まして、それをオーバーするという事ではありませんが、塩専賣の中の塩の買上げ予算が

当初の計画と多少狂いを來たしました。それが実はこの予算を編成いたしますに

は、内部に亘りまして関係方面と折衝いたしまして、今後の計画を立てて塩の買上げをやつて行くということになりましたて、一時その計画を立てるまで買上げを停止いたしましたのでござります。

買上げを停止いたしたのでござりますて、明日十二月一日から買上げを又続行することにいたした次第であります。

○中西功君 それで化学肥料の方には相当安く賣られていると思うのです。

そういうふうな負担が塩の消費者の方にいわば轉嫁されて来ていると思う

であります。今後でもああいうふうに化学肥料への塩の供給を非常に安くさ

れて行くつもりなのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○政府委員(原田富一君) 現在工業用の主として曹達、これには安い、一般的の食料用は大体その中でも食料用の貿易業者には多少安いと思います。こ

れは現在の段階といたしましては、一應今後も大体の傾向としてはそういうことでやつて行きたいと思っておりますが、なお今後の問題はよく検討いた

したいと思います。

○中西功君 それで私はまあ大体先の話で、大蔵省が今日塩をやつていると

いうことはおかしいと思うのです。専

業省に移したらいいと思います。その

ために、大蔵省がやつてているといいま

すか、何も單に官廳の問題じやないの

ですが、本当に日本の製塩業をどうす

るのかというふうな観点からこの塩の

問題が取上げられていないわけなんですか。何も單に官廳の問題じやないの

であります。それでいわば非常にその場限りの

やり方がされていると思うのです。塩の問題については、輸入塩の問題と絡んで非常に由々しき問題があると思う

のです。日本の自給塩を潰してしまう

のかどうかという問題、そういう方向

へ行つておりますから、それで、こう

いう点で見ると我々として、一般國民

もそうだと思いますが、日本の塩の自給率は成るだけ高いがいいと思う。又

現に十数万の人が從事しておるので

す。そういう人の生活も保障してやらなければいけんわけですが、そやつ

て貰わなければいかんのですが、併し

その能率的というのは、公共企業体と構が全然そなつていません。で先の話

にいわば轉嫁されて来ていると思う

で、これを早急にこういう問題が起つたから、極めて暫定的にこういうふう

な案を一應出して見たというようなこ

となんですね。要するに私はこの一番最初に「専賣に属する事業の健全にして能率的な実施に当ることを目的とする」こう謳つてありますけど、これは完全に嘘だと思う。全く嘘で座なりで、こうして見ようという考え方から

来ておる。若し本当にこの目的に言葉通りに書いてあることをするために

は、私はもつと製塩事業といふものを根本的に考えてやるべきだと思う。そ

ういうことをせずに、何か機構いじり

だけ、決してその機構いじりも上手に

なされていない。そういうことで済まされてしまうところに非常に問題

があるのですが、そういう問題から考

えまして、今度のこういう案を出されたのはマッカーサー書簡に基くと趣旨

書にもありますが、而もその中で公共企業体労働関係法を作る必要から、こ

ういう意味の機構いじりをしたのだ、

こう私は見ていいと思う。それは從来

の経緯などから見てもそう考えられる。ですから我々としてそう理解して

いいかどうかお聞きして置きたいと思

います。

○政府委員(原田富一君) この専賣公

社法案を提出いたしました理由は、一

つは、おつしやるようによく公社の職員

の労働関係の問題であります。もう一

つは、これと併せて、できるだけ能率

的運営に資したいと考えて立案したよ

うな次第であります。

○中西功君 それは毛頭持つておりません。

○中西功君 それはその能率的に運営

が日本に入つて来まして、そして日本

の専賣公社と特殊な契約を結ぶとか、

或いは又その方面と特殊な関係を持つ

あなた方のいう能率だと思う。實際

の問題としてこういうことをやつてい

て、而も全体としての製塩にして、

て行く筈はない。而もですよ、今後煙

草にはもつと重大な問題があるだろう

と思う。そういうふうなことを併わせ

て考えて見れば、その能率的運営とい

うのは、塩の問題についていえば、製

塩從業員に負担を掛け行くか、或い

は、私はもつと製塩事業といふものを

根本的に考えてやるべきだと思う。そ

ういうことをせずに、何か機構いじり

だけ、決してその機構いじりも上手に

なされていない。そういうことで済まされてしまうところに非常に問題

があるのですが、そういう問題から考

えまして、今度のこういう案を出され

たのはマッカーサー書簡に基くと趣旨

書にもありますが、而もその中で公共企

業体労働関係法を作る必要から、こ

ういう意味の機構いじりをしたのだ、

こう私は見ていいと思う。それは從来

の経緯などから見てもそう考えられる。ですから我々としてそう理解して

いいかどうかお聞きして置きたいと思

います。

○政府委員(原田富一君) 尚ほども、今後アメリカの煙草会社と日

本との関係がどういう結付きになるか

ということは、実際問題といたしまして

今この公社法案を御審議願つておる

けれども、今後アメリカの煙草会社と日

本との関係がどういう結付きになるか

ということは、実際問題といたしまして

今この公社法案を御審議願つておる

か、将來こういうふうにやつて行きた

いと、いうふうな者は何ら持つていなか

ことだけをここで御了承願つて置きました

いと、思います。

○中西功君 わざわざ大した意味もな

いのに、こういうふうに専賣公社とい

うふうなものを設けられるに至つた

いろいろの過程の中に、そういう方向へ

のステップだというふうな危惧を

我々國民は抱かないでいいかどうか、

それをお聽きしたいと思います。

○政府委員(平岡市三君) そういう考

えは只今のところ毛頭持つておりませ

ん。

○中西功君 それは只今のところであ

りますか、それとも少し時間が経

ておられるかどうか、それをお聞きし

たいと思う。

○政府委員(平岡市三君) そういう考

え方は毛頭持つておりません。

○中西功君 そうなりますと若し具体

的例を取りますれば、英米トラスト

が日本に入つて来まして、そして日本

の専賣公社と特殊な契約を結ぶとか、

或いは又その方面と特殊な関係を持つ

あなた方のいう能率だと思う。實際

の問題としてこういうことをやつてい

て、而も全体としての製塩にして、

て行く筈はない。而もですよ、今後煙

草にはもつと重大な問題があるだろう

と思う。そういうふうなことを併わせ

て考えて見れば、その能率的運営とい

うのは、塩の問題についていえば、製

塩從業員に負担を掛け行くか、或い

は、私はもつと製塩事業といふものを

根本的に考えてやるべきだと思う。そ

ういうことをせずに、何か機構いじり

だけ、決してその機構いじりも上手に

なされていない。そういうことで済まされてしまうところに非常に問題

があるのですが、そういう問題から考

えまして、今度のこういう案を出され

たのはマッカーサー書簡に基くと趣旨

書にもありますが、而もその中で公共企

業体労働関係法を作る必要から、こ

ういう意味の機構いじりをしたのだ、

こう私は見ていいと思う。それは從来

の経緯などから見てもそう考えられる。ですから我々としてそう理解して

いいかどうかお聞きして置きたいと思

います。

○中西功君 ですから私は一番最初の問題に戻らざるを得ないのでですが、そういうふうに将来日本の烟草なり、塩なり、樟腦なりをどうするかということを一つも考えずに、ただこういう案を出して來たところに私は非常に疑問を持つております。だからそういうことをちよつと言つて見たのであります。ですから、そういう将来のことをどうしようかということをどうしようかということをどうしようかといふのを何とか作りたいために、これを一應こういう形に形だけ変えてしまつたのだと、やはり我々はこう理解せざるを得ないと思ひます。もう一度申し上げたかつたら言つて下さい。

○政府委員(平岡市三君) この法案の目的というものが何回も長官からお話をあるその目的のために法案が提出されたのであって、將來これと外國の煙草会社とのイングエストとの関係、その他がどういうふうになるかということとは全然考えておりません。

○中西功君 もう一度聽きます。それは將來……いや將來じやない。もう現実かも知れませんが、そういうふうに英米烟草トラストとの関係という特殊な關係を、この專賣公社として持つてゐるなことになつて來ました場合に、それじや民主自由黨の内閣或いは政府としては、政務次官としては一体どうお考へになるのか、それをお聞きして置きたいと思ひます。

○政府委員(平岡市三君) 政務次官としてはそういうことを何ら考へておりません。

○中西功君 民主自由黨の外資導入といふのは、それじや一体どういうことなんですか。

○政府委員(平岡市三君) 日本の經濟を再建するということはどうしても貿易に頼らなくちゃいかんといふ、こういう考であります。戰前におきましたが、日本は經濟といふものが、非常に多額のものが貿易に依存しておつたわけなのであります。敗戦の今日資本に

おきましたが、物資におきましたが、常に不足を感じておるわけでありまして、これが再建はどうしても輸出に大きな依存をしなければならん。いわゆる日本の經濟再建の立場から外資導入ということを考えておるのであります。これはひとり民主自由黨が若し外資導入の問題を、まあ貿易の問題だけで考えておるんだつたとしたら、あなた自身民主自由党的政策を知らないんぢやないかと思ひますが、どうですか。

○小川友三君 議事進行について、今日は臨時國会の最終日でございまして、政治の討論日と違いますので、甚だ恐縮でございますが、この際專賣公社法案の原案に戻りまして議事進行を願います。御賛成願います。

○中西功君 僕はまだ原案について沢山あるのです。先の答弁を一つ願いたいと思うのです。

○政府委員(平岡市三君) 民主自由党が唱えておりますところの外資導入は日本經濟再建のために考へておるようないいと考へます。

○中西功君 だからブール計算はどういうふうにしていらっしゃるんですか。ブール計算をしておるんですか。

○中西功君 その九千七百四十五円は代用燃料を使つた場合に要つた價格であります。現在は九千七百四十五円です。

○政府委員(原田富一君) 一万五千円は塩と國内塩を買入れまして、それを專賣局で賣つておるわけでございます。

○中西功君 若しもその場合に化學工業へ行くところの原料塩の價格を一般消費者價格と同じようにしたら、今たしか消費者價格は一万二千円ですね。

○中西功君 それと同じにしたらどの程度に賣れるといふ勘定になるんですか。勿論その

関係とは、決してこれはそり切り離れて、これが再建はどうしても輸出に大きさの問題だけではあるわけであります。これが再建はどうしても輸出に大きさの依存をしなければならん。いわゆる日本の經濟再建の立場から外資導入

といふのを何とか作りたいと思います。

○中西功君 隨分違うんですね。

○政府委員(原田富一君) 工業用塩はアメリカの新聞にだつて出ているのです。民間の外國の資本がいろいろ日本に入つて来るというふうなことは言ふべきであります。アメリカの新聞にも言われておる。そういうもの

けなのであります。

○中西功君 それで今日私樟腦の状態

はアメリカの新聞にだつて出ている

ます。

○中西功君 まあ成るだけ日本は買上價格を、それが、その差額だけ違つておる

んです。

○中西功君 それで今日私樟腦の状態

といふのはよく知りませんが、少くとも煙草と塩と非常に大蔵省の稅收

といつても意義が違つて来ておる。それ

で今後實際に少し実情に即して問題を

解決しようとするならば、少くとも煙

草、塩といふものは、これは全然分け

て、何か公社を作るにしても分けてや

るべきでないか。同じく專賣一本の

線では非常に無理がある。こう思ひの

ですが、今後そういう線に附つて何か

改善して行く意図があるかどうかお聞

かして置きたいと思うんです。

○政府委員(原田富一君) 御趣旨を拜

ひいたしまして十分研究したいと思

ります。

○中西功君 もう少し。煙草の方で現

ございませんか。

○中西功君 もう少し。煙草の方で現

在する手續、それから價

格、國內產との比較、そういうものを

少しお聞きして置きたいと思います。

○政府委員(原田富一君) 私外國から

葉煙草が來ておることは存じませ

んません。

○中西功君 しかし専賣局では扱つてお

りません。

○中西功君 全然來てないわけです。

○中西功君 あの塩の問題なんですが、どうも非常に辛く当るようですが、それでも、今輸入塩の價格と、それから国内塩の買上價格とは相當違うだろうか。

○中西功君 あの芦田内閣が成立する前だつて貿易導入といふことは余り言わなかつた。

○中西功君 ですからあなたたちの外資導入といふのはもつと奥底があると思うのです。

経過から見えて推察されると思います。だのに公共企業体労働関係法はこの参議院には廻つて来ません。衆議院において審議未了になつたものであります。そういうふうな不可分のものを、この日本專賣公社法案だけを通過させ、或いは審議して行く。將來この労働関係法規がどうなるとか、それも明瞭でないというときに、我々は無責任にこういう問題をいわば審議することさえ問題があると考えるのであります。この公社法の問題については單にこれだけでなく、このたびの國有鉄道或いは電氣通信或いは郵政省、もつと廣くいえば今日行われようとしている金融制度改革、改悪、或いは民自党の得意のいろいろの統制撤廃、延いては貿易、括弧附の貿易振興から外資導入に至るまで、一環として一つの方向があると思うであります。日本政府当局がそれを出しているか出していないかそれは別といたしまして、非常に大きな方向が私たちはあると思う。その一環としてこれが出されている。その審議会を設けたり、いろいろのことをやつて、さも民主化されたような外圧を街おうとしておりますが、実際の内容はもつと深刻なものである。勿論これだけが問題ではないでしょうが、我々はこうしたことが今日日本において行われております非常に經濟上の改悪の一環であると思うであります。それが極めて明瞭なんでありまして独占資本主義的な態勢を、あらゆる分野においてはつきりさせよう、こういうような經濟上においても、經濟態勢上においても、そういう方向がとられているわけです。而もそれを確立しようとするために最も重大な点は、何よりも今

日労働者階級が持つてゐる力に対しても
相当強い打撃を與えようとしている。
そこから公務員法を初め公共企業体労
働関係法のごときものが今日出され
て、國会の中心問題になつてゐると思
います。従つて我々が思ひますのに、公
務員法にだけ反対してこの公社法や、
或いは國鉄法案に賛成するということは
はおかしいと思うのであります。全体
の日本の今日の独占資本の一環として
のこの公社法であります、國鉄法案で
あります、或いは郵政、電氣通信の法
案であります。而もこれで明らかなるよ
うに、この公社法によつてもくるまれ
ているものは、その背後にあるところ
のこの公共企業体にあるわけであり
ます。即ちもう少しこれを比喩的に言
えば、成るだけ資本家に対する事業を
開放すると共に、従業員に対するは國家
権力で以て、或いはいろいろの國法
を以て、あらゆる自由を束縛し、そうち
して労働強化をやらせよう、さういう
方向だけしかないのであります。そう
いうふうな点はそもそもこの案が如何
にもお座なりであり、而して又今日午
前中に指摘されたごとく、当然修正案を
として出さなければならんようなもの
さえ、非常に無責任にも訂正として、
正誤表として出すというようなことが
行われておつてです、非常にそういうう
点においてもだらしがないと思うので
ありますか、要するにそういうことの
根本の起りは、目的はどこにあるか。
それが公共企業体労働法をなんとかし
て恰好をつけようというところにある
と思うのであります。我々共産党とい
たしましてはそういうふうなものに対
して絶対に賛成はできないのであります
す。今後、今行われようとするような思

反労働者的な日本の企業体制、経済体制は勿論ます／＼進められようとするだらうと思ひますが、併し同時にそういうことの結果が、一体日本人に對してどんな影響を與えるか、今日私は將來煙草や、そうしたものが今後外國との関係においてどうなるかということを質問いたしましたし、又塩においても日本において自給しようとするような工作は一つも顧みられない。ますます輸入に頼つて行こうというふうな傾向が顯著に見えるのであります。これはこの問題だけでない、農業においても或いはその他の産業においても非常にはつきりしていると思うのであります。この公社法ができて今後發展していく結果の一つとして、日本のこういう産業や或いはいろいろの事業の中に、いろいろの形で外國資本が入つて來、それからまつていろいろの事態が生まれて來るということを我々はやはり感ずるので、それで恐らくそういうことも我々としては、このまま進んで行くならば近い内に漸次実現して來はせんかと思うのであります。そういう方向の一步としてやはりこういう公社法の意義はあると思うのであります。若しそういうことがあるならばこれは極めて重要なことでありますし、我々といったましてもそういう点に対しても反対せざるを得ないのであります。

えなければいかんと思ひます。これについて我々共産党も一定の方策を持つておりますが、それはここで省略いたします。以上のような理由によつて我々はこれに反対いたします。

○木村謙八郎君 私は本法案に反対する者であります。その反対の論拠は二つであります。

その一つは財政上の問題であります
が、政府当局のお話を聽きますと、この法案を提出するについては相当苦心されて、専門家を集められてそうして專賣事業審議会というものを作られ、専門家の意見を聽取し慎重に研究されたようであります。その結論としてこういう機構改革をこの際やることによつて、財政收入、特に専賣事業の財政收入は非常に大きな割合を占めておるのであります。その財政收入に減収を來すかどうかについては確信がない、又能率を増進するということ目標になつていますけれども、それについても確信がない、大体余り動かさない方がいいというような専門家の意見に帰着したというように承つたと記憶しておりますが、果してそなうだとしてもと実際問題としましてこなういう機構をじいじくつた結果能率が上らず、財政收入に支障を來たすといふことになると、これは重大な問題になると想ひます。こういう点が一つの反対の論拠であります。政府当局では十分に納得が行かない、そこに非常に危惧される点があると思います。

第二の反対論拠は、本法案の改正ですが、職員の労働運動に対する問題であります。これが本法案によりますと職員の組合運動等については公共企業

体労働関係法の適用を受けることになります。ですが、その法案が提出されてしまいません。従つて職員の給與或いは身分又労働運動等がこれはまあ不可分のものと思うのですが、どういうふうになるかこの点についても明らかでないのです。この改正の結果、そういう点が明らかであります。私は少くともこの二点においてどうしても本法案をここに成立せしめなければならぬという理由について納得が行かないのです。私も納得が行かないのです。私は少くともこの二点においてどうしても本法案をここに成立せしめなければならぬという理由について納得が行かないのですが、國会議員としてどうしても納得の行かない法律案に賛成することができない。いずれ次の國会あたりにおいて、我々の納得の行く修正案でも出れば賛成するに首肯ではあります。本法案については以上の理由を以て反対せざるを得ない次第であります。

す。よつて本案は可決と決定いたしました。尙ほ本会議における委員長の口頭報告は委員長にお任せ願つて、本案法の内容、委員会における質疑應答の要旨及び討論表決の結果を報告することとして、御承認を願うことに御異議ございませんか。

○小川友三君　これは國会を通過する見込があるのですか。
○委員長(櫻内辰郎君) 見込があるのです。

○衆議院議員(佐藤觀次郎君) 私は甚だ失礼でございますが、衆議院の大誠常任委員をしております佐藤觀次郎君

を改正するのかどうかという御質問でありますか。

ては與えるということに対し、政府は
どういう氣持を持つておるか、政務次官並びに政府委員の方々から極めて
面目に答弁を賜りたいのであります。
○委員長(櫻内辰郎君) ちょっと速記
を止めて……

して三百件以上の現在強制執行をしておるのであります。新聞紙の報道する通り、ラジオの報道する通り、不当な

Digitized by srujanika@gmail.com

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。

それから委員長から議院に提出する報告書に對して多数意見者の御署名を願います。〔オーケー」と呼ぶ者あり〕

九鬼紋十郎 小林米三郎
高橋龍太郎 米倉 龍也
八名山當吉

小宮山常吉 桜嶼喜作
森下政一 木内四郎
波多野鼎 伊藤保平
黒田英雄

○委員長(櫻内辰郎君) 御署名漏れはございませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

部を改正する法律案が衆議院の各派の共同提出の法案として出るのであります

すが、これに對して予備的にちよつと案の内容案について説明をして置きたま
いということでありますので、その説明を同じて、と思ひます。

○小川友三君 これは衆議院を通過したのでしようか、まだ案であるのかちよつと伺います。

○委員長(豊川辰郎君) 衆議院の委員会だけは通過しておるのであります。それで直ぐこれが廻つて來るのであります。

第七部 大藏委員会會議錄第六号 昭和二十三年十一月三十日 【參議院】

昭和二十三年十一月三十日

おると思うのであります。併し盡されない方はあるかと思いまするけれども、すでに本議はあと二時間と五十三分に迫つておりますので、質疑は打ち切りまして直ちに討論に入りたいと

思いますが、皆様にお詫らい申上げます。
○委員長(櫻内辰郎君) 小川君の動議
に御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あ
る。委員長(豊内義郎) そん

答の要旨、表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ようでありますから討論に入ることに御異議ございませんか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。よつて討論を願います。

○小川友三君 第三條に対して反対をいたします。敗戦後の日本の貿易は極めて低調でありまして、輸入が多く輸出が少いということは、國際信用を頗る低下するものでありまして、政府當

味を繁栄しないだけじやない、本當の意味の貿易は繁栄しない。更に中國方面でも明らかに言つておりますように、今の日本の貿易政策は再び帝國主義を復活するのだという非常にはつきりした批判が出ております。こういうことは当然今後中國や或いは南洋諸國と一緒に行かなければならぬ。日本の國際關係はます／＼悪化して、そしてたゞ一國にだけ依存して行くといふような

上で、日本の貿易政策を樹てるべきだ。併し今のようなやり方では、これは徒らにただ日本の國民をそういう國國から切り離すだけだ。そういう意味においても、本当に貿易を繁栄させようとするとするならば、今のやり方を全然替えなければならん。それだけじゃなくて今のようなやり方においては、國民に対してもいろいろの形で負担を掛け行きます。こういう点については

○小川友三君　政府の原案は誠に粗雑ではあります、又一面懇切丁寧を盡しておるのであります。併し本案に對する

小林山常吉
黒田 英雄
木村喜八郎
波多野 騎
木内 四郎
伊藤 保平
松嶋 喜作

局におかれましては、輸出の振興のため
に全力を挙げつゝあるという氣持は
よく分るのであります。が、その輸出
振興に当たりましての撤廃……発言中
ですからちよつとだまつて下さい、幾

關係が實際出て来ると思ひます。で日本の政府當局者の人々が、今中國やフリッピンや南洋諸國島で本当に起つておる排日化の事實を知つておられるとかどうか、私は非常に疑問に思う

地を我々は異にしております。従つて
貿易資金特別会計法のこの度の法案
には、我々は反対するのであります。
それは少いのじやない。今のやり方で

しましては算ひ條の「八億円」と並ぶ
を「十億円」に増額することを私は主張
いたします。
○委員長(櫻内辰郎君) 修正の御意見
ですね。

○ 桑原昇（櫻内辰郎君） それでは如何
でしよう、貿易資金特別会計法の一部
を改正する法律案、食糧管理特別会計
法の一部を改正する法律案、金融機関

多の障碍は枚挙に暇がないのではないかあります。政府は最善を盡されまして輸出の振興に全力を盡すが当然であります。而して本案第三條を二百五十億に改めるという点で

であります。こういう事實を知られるならば、今後日本の本当の國際貿易を發展させて行こうとするならば、即ちそれは日本國民の生活の改善向上といふことを基礎にして日本の國際貿易を

多くやらねばやるるほど國民は細
つて行かなければならぬ。そんな管
易だから反対する。我々は貿易が本當
に繁榮するならば大賛成、そういう見
地で反対いたします。

○小川友三君 イエス。

再建築法の一部を改正する法律案を
一括して議題とすることに御異議有
りませんか。

至りましては、誠に賛同なるところの
金額でありますて、本員は五百億を請求
するものであります。

考るならば、そういうふうに、各國において批判が事実において出ておるのだから、そして父東洋諸國との決裂

○油井賢太郎君　私はこの改正法案に
は……。

に對しまして賛成の方の御拳手を願います。

○「異議あり」と呼ぶ者あり

○小川友三君 一括とは頗る急行列車でありまして一つづつ御審議賜りんことを要求いたします。

○中西功君 私もそれがいいと思います。

○委員長(櫻内辰郎君) 他の御意見はございませんか。

を深くして、最近一國におきまして中國共產党は大勝利をしております。近く中國において全然新しい本当に中國人民の上に立つた政府ができるだらうことは、もう極めて目に見えておるのであります。(「そうでもない」

賛意を表すものであります。但し政府が莫大なる輸入物資の拂下げ或いは賣拂いの代金の回収を是非早くやつて頂きたいということを先ず輸入に対する希望するものであります。又輸出業の点につきましても、百億という金を放出する以上、これを最も有効に利用する

○委員長(櫻内辰郎君) 多数と認めました。それでは本案は可決と決定いたしました。報告は委員長にお任せ願いまして、本法案の内容、委員会における質疑應

○委員長(櫻内辰郎君) 中西君もその御意見……それでは御意見に従つて一つづつやることにいたします。それで私は貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案の御審議を願います。御質疑はございませんか。別に御发言もない

國民は繩つて行くだらうと思うのであります。でありますからこれは詳して申上げません。今のような貿易のやり方を徹底的に変えて貰わなければいけないと思います。今のようなやり方で行くならば、貿易額として或いは貿易

と呼ぶ者あり）更に南朝鮮においても同じような状態が現に出でておるのであります。我々日本の國民が本当に今後日本のための貿易を考えるならば、何よりもこういう豊富な中國大陸或いは南洋諸島との上に親密な関係を考えた

金をかねておこなう。これが最も不完全であつて、後悔いたしまして外資導入の本当の姿を日本國民によく納得して行けるように活用して頂きたいということを條件といつたましまして賛意を表するものであります。

の納税者、いろいろの團体の公正なるいろいろの意見はよく聞くところです。ことに答弁されておるわけであります。ところが今日税務署はどう言うかといいますと、税務代理士でなければ税金問題については会いませんと、こういうような貼紙をしておるところが沢山あるのです。この税務代理士の制度がこういうふうに合法化されたために、却つて外の人々のすなわち税務代理士としての資格のないような人々が、税金問題について税務署と交渉するというようなことに対しても、いわばその門は鎖されたという可能性は非常に強いと思うのです。このことができましたためにもう税金の問題で交渉する人はこの人の外に交渉ができないであります。外の人が言つて來ても交渉しないのだということは非常に都合がよいのであります。こういう制度が専ら不遇であるこの税務代理士を優遇する点だけに限定してしまつて、そういうふうな税金問題におけるいろいろの交渉を、これ以外にはやらさせないのであるのだといふことをされたのだから困るので、そういう点ははつきり一つお願いしたいと思うのですが、そうでないところが非常に悪用されると思います。一つはつきり政務次官の言明を聞いておきたいと思うのです。

○政府委員(平岡市三君) 職業として行う場合に、税務代理士がやつておるというわけあります。一般的の方をノックアウェトするということはあり得ないといいますと、税務代理士でなければ税金問題については会いませんと、こういうような貼紙をしておるところが沢山あるのです。この税務代理士の制度がこういうふうに合法化され

ただ納税の関係を職業として行う場合に、税務代理士がやつておるというわけあります。一般的の方をノックアウェトするということはあり得ないといいますと、税務代理士でなければ税金問題については会いませんと、こういうような貼紙をしておるところが沢山あるのです。この税務代理士の制度がこういうふうに合法化され

たため、却つて外の人々のすなわち税務代理士としての資格のないような人々が、税金問題について税務署と交

渉するというようなことに対しても、いわばその門は鎖されたという可能性は非常に強いと思うのです。この

ことができましたためにもう税金の問題で交渉する人はこの人の外に交渉が

できないであります。外の人が言つて來ても交渉しないのだといふことは

非常に都合がよいのであります。こう

いう制度が専ら不遇であるこの税務代

理士を優遇する点だけに限定してしまつて、そういうふうな税金問題におけるいろいろの交渉を、これ以外にはや

らせないのであるのだといふことをされたのだから困るので、そういう点ははつきり一つお願いしたいと思うのですが、

それでないところが非常に悪用される

と思います。一つはつきり政務次官の

言明を聞いておきたいと思うのです。

○政府委員(平岡市三君) 職業として

行う場合に税務代理士があるわけであ

ります。その以外には納税する方が

直接税務署に交渉になるのは、勿論差

支ないということになつております。

ただ納税の関係を職業として行う場合に、税務代理士がやつておるというわ

けであります。一般的の方をノックア

ウェトするということはあり得ないとい

ます。そこでは原案に対しても御承認を願います。

○中西功君 現実に税務署の方に、

そういうことの貼札をしておるので

す。

○小川友三君 それは本當だ。

○中西功君 ですから非常に問題だと

思ふのです。

○政府委員(平岡市三君) 若しお説の

ようなことがあるとすれば、十分調査

いたしまして注意いたします。(「了承」と呼ぶ者あり)

○委員長(櫻内辰郎君) 討論に入ります。

○小川友三君 この公認会計士法の一

部を改正する法律案につきましては、

第五十七條の点につきまして不備の点

がありますので、先程中西委員が寒地

から削出したところの税務代理士にあ

らずんばこれを拒絶するというよう

な態、これは事実であります、そこで

押寄せまして、この不当なる課税を何

とかしてくれという要求を受けており

ますから、この第五十七條に関しまして

は、國会の議員を加えるという一項を

加えましてこの案に反対をいたしま

す。(「必要なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御発言は

ございませんか……。それでは小川君

の御発言に對して、賛成のお方の御手を願います。

伊藤 保平君
〔挙手者少數〕

○委員長(櫻内辰郎君) 少數と認めます。それでは原案に対しても賛成のお方は御挙手を願います。

委員

天田 勝正君
森下 政一君
九鬼紋十郎君
木内 四郎君
松嶋 嘉作君

油井賢太郎君
小林米三郎君
小宮山常吉君
高橋龍太郎君
中西 功君
木村禧八郎君
米倉 龍也君
小川 友三君

日

十一月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、日本專賣公社法案(予備審査のための付託は十一月十二日)

一、專賣局及び印刷局特別会計法

の一部を改正する法律案(予備審

査のための付託は十一月二十七

日)

一、金融機関再建整備法の一部を改

正する法律案(予備審査のための付託は十一月二十七日)

一、貿易資金特別会計法の一部を改

正する法律案(予備審査のための付託は十一月二十八日)

一、食糧管理特別会計法の一部を改

正する法律案(予備審査のための付託は十一月二十八日)

一、公認会計士法の一部を改正する

法律案(衆議院提出)

公認会計士法の一部を改正する法

律案

公認会計士法(昭和二十三年法律第

百三号)の一部を次のよう改訂す

る。

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を

ございませんか。

第五十七條第二項第一号中「計理士」
の次に「及び税務代理士」を加う。

附 則

この法律は昭和二十三年十二月一日
から施行する。

昭和二十三年十二月二十二日印刷

昭和二十三年十二月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局